

## 議案第 2 号

四万十町支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について

四万十町支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 2 月 13 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

## 四万十町条例第 号

四万十町支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

四万十町支所及び出張所設置条例（平成 18 年四万十町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表十和総合支所の項中「四万十町十川 151 番地 1」を「四万十町十川 145 番地 3」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。